

きららラポール尾道 グループホーム ご利用料金

令和元年10月1日現在

入居の条件

- 健康保険・介護保険に加入しておられる方
- 介護保険の被保険者で、要支援2～要介護5と判定された方
- 主治医に認知症であると診断された方
- 家賃・管理費・食事代などの規定の費用をお支払いいただける方
- 身元引受人が2名いらっしゃる方
- 共同生活に支障がなく、自傷他害のない方
- * 次のような方は入居をお断りする場合がございます。
 - 医療機関で常時高度治療を受ける必要がある方
 - 感染症の方

敷 金

- 入居時に敷金として家賃の6ヶ月分(34.8万円)が必要です。
- 敷金は、退去時に居室を原状回復するための経費を差し引いて、無利息にてお返しいたします。

月額利用料

家賃	58,000円
管理費	35,900円
食費	55,200円
月額利用料	149,100円

- * 1: 家賃には共用施設の利用料を含みます。
- * 2: 水道光熱費・共用施設の維持管理費・清掃費用等を総称したものです。
- * 3: 1日の食費1,840円の内訳は、[朝食450円]、[昼食600円]、[夕食790円]で食数に応じて清算いたします。表中は1日1,840円×1ヶ月(30日)分の計算です。

介護保険自己負担額

区 分	介護保険自己負担額		
	1割	2割	3割
要支援2	22,350円	44,700円	67,050円
要介護1	22,470円	44,940円	67,410円
要介護2	23,520円	47,040円	70,560円
要介護3	24,240円	48,480円	72,720円
要介護4	24,720円	49,440円	74,160円
要介護5	25,200円	50,400円	75,600円

- * 月額利用料とは別に介護保険自己負担額が必要です。
- * 入居後30日に限り1日につき30円又は60円又は90円の初期加算が必要です。
- * [加算料金]
 - 入院時費用として利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246円又は492円又は738円/日
 - 口腔衛生管理体制加算30円又は60円又は90円/月
 - 医療連携体制加算(I)39円又は78円又は117円/日(要支援2はありません)
 - 認知症専門ケア加算(I)3円又は6円又は9円/日(短期利用は除く)
 - サービス提供体制強化加算(Ⅲ)6円又は12円又は18円/日
(3年以上の職員割合が30%以上の場合)
 - 看取り介護加算・・・対象時1,280円又は2,560円又は3,840円～6,528円又は13,056円又は19,584円(要支援1、要支援2はありません)
 - 退去時相談援助加算400円又は800円又は1,200円/退去時(利用者退去時に文書による介護状況の情報提供などの必要な援助を行った場合)
 - 介護職員処遇改善加算(I)を算定します。上記介護給付費の合計単位数にサービス別加算率(11.1%)を乗じた単位数が別途かかります。
 - 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を算定します。上記介護給付費の合計単位数にサービス別加算率(2.3%)を乗じた単位数が別途かかります。

※上記の加算については、職員配置の状況により、算定しない等変動することがあります。

有料サービス

- 個人的な介護用品・オムツ・介護消耗品購入費
- 当施設提携外の医療機関への通院、入院、退院時の付き添いサービス
- 通常食以外の特別食、希望食、治療食の食事、外食時の食事代
- 通常の洗濯回数を超える洗濯を希望される場合、クリーニング代
- 個人的生活費用(新聞、書籍購入、ケーブルテレビ受信料、電話料等)
- クラブ、サークル活動の材料費、講師への謝礼代
- 個別対応での外出援助サービス
- 感染症等の予防接種費用
- 入院中の洗濯物交換サービス
- 定期健康診断の費用
- 理・美容代